

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について(令和3年度当初予算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和3年度の当初予算における社会保障財源化分の用途は、次のとおりです。

[歳入] 地方消費税交付金の収入額	1,468,000 千円
うち社会保障財源化分	837,000 千円
[歳出] 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	10,017,608 千円

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	78,340	37,278	523	0	0	7,158	33,381
	総合保健福祉センター費	18,266	0	0	1,300	0	2,996	13,970
	障害者福祉費	1,975,091	878,218	512,384	0	15,240	100,512	468,737
	老人福祉費	81,637	0	792	0	6,228	13,175	61,442
	老人福祉施設費	36,103	0	0	0	0	6,375	29,728
	介護保険費	1,344	0	0	0	0	237	1,107
	児童福祉費	30,445	14,025	7,915	0	0	1,502	7,003
	児童措置費	866,567	594,691	135,427	0	0	24,093	112,356
	母子福祉費	393,686	122,810	22,416	0	0	43,871	204,589
	児童福祉施設費	131,866	24,495	20,995	0	33,848	9,275	43,253
	保育園費	1,653,756	300,302	178,107	0	111,199	187,897	876,251
	生活保護総務費	18,691	6,405	0	0	0	2,169	10,117
	生活扶助費	2,017,529	1,511,499	45,492	0	0	81,317	379,221
幼稚園費	174,103	34,075	17,146	2,400	0	21,274	99,208	
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	553,639	84,053	276,155	0	0	34,154	159,277
	介護保険特別会計繰出金	724,960	35,247	17,623	0	0	118,671	553,419
	後期高齢者医療特別会計繰出金	160,837	0	116,406	0	0	7,845	36,586
	後期高齢者医療事業費	596,212	0	0	0	0	105,273	490,939
	国民年金費	318	271	0	0	0	8	39
保健衛生	保健衛生総務費	22,221	0	106	0	35	3,899	18,181
	予防費	158,117	7,500	0	0	0	26,595	124,022
	母子保健費	233,999	3,472	44,412	0	34,078	26,845	125,192
	健康増進費	89,881	458	3,820	0	18,441	11,859	55,303
合計		10,017,608	3,654,799	1,399,719	3,700	219,069	837,000	3,903,321

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。